

熊本県立劇場運営方針の概要

～「熊本県立劇場運営方針」とは～

平成24年6月「劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律」が、平成25年3月、同法に基づく「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が施行され、自治体は、その設置する文化ホールに関する運営方針の策定が求められている。

本県では、全国に先駆けて県立劇場に関する運営方針を定めるべく、有識者による検討会を開催して素案を作成。パブリック・コメントを実施し、いただいたご意見を反映して「県立劇場運営方針」を作成した。

運営方針の概要

1 理念

- 劇場、音楽堂等は、地域の発展を支える「新しい広場」、次世代の文化芸術を支える人材を育成する「未来への窓」としての役割を担う、地域の文化拠点
- 県内文化ホールの中核として指導的な立場を果たす県立劇場の役割を明らかにし、その役割を将来にわたって果たしていくための施策を総合的に推進する

2 質の高い事業の実施

- 県立劇場で実施される事業について、特色のある自主企画事業の実施に努める

3 普及啓発

- 質の高い実演芸術に触れる機会を提供し、日常的に人々が集い自由に文化芸術に触れる場所となるよう努める

4 専門的人材の確保及び 資質向上

- 専門的スタッフの確保及びスタッフの資質向上に努める

5 関係機関との連携強化

- 関係機関との連携に努め、県内文化ホールへの指導的役割を果たすため、研修の機会を設ける

6 経営の安定化

- 多様な財源の確保、公演実施者及び鑑賞者の拡大に努める

7 安全管理

- 公演実施者及び鑑賞者の安全確保に努め、緊急時には避難所としての役割を果たすよう努める

8 適切な評価基準の設置と事業評価の実施、 翌年度計画への確実な反映

- 県民の視点に配慮した自己評価を行うとともに、県が実施する事業評価の結果を事業計画に反映する